		会	言	É	金	录		
行 田 市	教育委員会	令 和	6 年	第 5	曰 4	1 月	定例	会
招集年月日	令和6年4	月18日(2	木)	開会	場所		「産業文化 A会議室	
開閉の時刻	開会 4月1	8日 (木)	午後	2時00	分	教育長	渡辺	充
及び宣言者	閉会 4月1	8日 (木)	午後	2時38	分	教育長	渡 辺	充
教育長	渡 辺 充	教育長職務	8代理者	鹿山	高 彦	仮議長		
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名			摘		要		
1	渡 辺 充							
2	鹿山高彦							
3	大澤惠子							
4	大 竹 洋 平							
5	大 木 華 子							
	議 事 参	与	者			書	Ē	記
学校教育部县	麦	細谷	博之		書記	長 岡	部 将弘	
学校教育部	多事	中島	淳		書記次	長 上	野恵美子	
生涯学習部長		中村	和則		書記	萩	原 宏幸	
学校教育部份	欠長							
兼教育指導課長		石﨑	昌稔					
生涯学習部と	欠長兼図書館長							
兼視聴覚ライブラリー館長		松田	正					
教育総務課長	支	岡部	将弘					
学校給食センター所長		飯田	勝雄					
生涯学習課長		近藤	隆洋					
スポーツ振興課長		野口	啓司					
文化財保護課長		酒井	春彦					
教育文化セン	/ター所長							
兼中央公民館長		新井	大					
郷土博物館長		鈴木絲	已三雄					
学校教育部副参事		大野	三佳					
教育支援セン	/ター所長	篠田	豊和					

会議事件名	顛	末							
会	教育長 4月1日付けで発令した教育委 事務局から職員の紹介を行う。	委員会職員の人事異動に関し、							
	教育総務課長職員紹介								
議	教育長 紹介された職員をよろしくお願 ここで、主幹級職員は退席させ								
0	教育長 会議の公開について諮る前に、 いする。	傍聴人の確認を事務局にお願							
進	教育総務課長 本日、傍聴人は2名である。								
行	教育長 本日の会議日程は報告1件及び 案を公開してよいか。	が議案4件である。これらの議							
状	【全委員承認】								
況	教育長 日程に先立ち、3月定例会の会 求める。	会議録について事務局に報告を							
	書記次長 3月定例会会議録報告								
	教育長何か意見等はあるか。								

【全委員承認】

報告第2号

行田市義務教育学校設置に 向けた再編計画〈骨子編〉 (案)の市民意見募集(パブ リックコメント)の実施につ いて

教育長提案、書記次長議案朗読

教育総務課長

本件は、策定を進めている「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉案」がまとまったことから、市民意見募集を行うことについて、報告するものである。

学校再編計画については行田市公立学校通学区域等審議会からの答申を踏まえ、行田市義務教育学校設置に向けた再編計画 骨子編案としてとりまとめたところである。この案に対する市 民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施する ものである。

募集期間は5月15日から7月16日までとし、いただいた 意見については個人を特定できないよう編集し、概要を市ホー ムページで公表することとする。また、意見に基づいて計画を 修正した場合は、その内容を公表することとする。

なお、この市民意見募集の実施については、市報及び市HP にて周知していく。

教育長

何か意見等はあるか。

鹿山委員

質問ではないが、建設的な意見が多く寄せられることを期待する。

【全委員承認】

議案第32号

行田市の学校における働き 方改革基本方針について

教育長提案、書記次長議案朗読

教育指導課長

近年、学校の担う役割が拡大し続け、現在の教職員の負担軽減策では対応しきれない状況にある。そのような中、文部科学省から示されたガイドラインに基づき、埼玉県公立学校の学校

における働き方改革基本方針が策定され、本市においても、行 田市の学校における働き方改革基本方針を定め、働き方改革を 推進してきた。

令和4年4月に県の基本方針が改定されたことを受け、昨年 6月に本市の基本方針の見直しを実施した。

今回は、その基本方針の施行期間が3月で終了したことによる改定となる。

基本方針のポイントのついては特に変更がないが、県基本方針「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%とすること」という目標達成に向け、総業務量の削減等を検討段階に留まらず、縮減を推進し、負担軽減を図っていこうとするものである。

変更した箇所は「現状について」を令和5年度の実績とした。 在校時間の集計では、超過勤務45時間以上の教職員が、小 学校で1割から3割程度、中学校では3割から5割程度である。 その理由としては、3月は学年末の業務が入ることと、6月 はその年初めての学期末業務が入ることによるものである。

また、80時間を超える超過勤務は小学校では若干名、中学校でも2%から4%の教員に減少している。これは学校における働き方改革に対する周知、理解が進み、各学校での多様な業務改善が図られた成果であると捉えることができる。

事前にいただいた委員の質問事項について回答する。

(議案第32号関係資料の説明)

· 「P. 2 (2)」

(質問)

1か月の超過勤務の数字が示されているが、超過の原因は主に何か。

(回答)教育指導課長

生徒指導に係る対応が多い。経験の浅い教員が成績処理等に 時間がかかること、部活動の試合が週末に続く場合があること 等が主な理由である。

(質問)

現状の割合は全国平均あるいは他市町村と比較するとどうなのか。

(回答) 教育指導課長

県の調査報告によると、東部教育事務所管内の市町村においては市町間で大きな差はなく、本市と同じような状況である。

• [P. 2 L. 8]

(質問)

定期的ではない3月期、6月期、11月期の3か月を選んだ 理由は何か。毎月の状況をグラフにした方が全体の状況がわか るのではないか。

(回答)教育指導課長

県の調査報告を行う月の結果を使用している。毎月の教職員 一人一人の在校等時間の報告は、長時間労働の教職員を把握し、 状況確認をして指導していく資料としている。

(質問)

前回基本方針を策定してから10か月が経つが、業務改善の 現状はどのようか。

(回答)教育指導課長

会議のペーパーレス化や学校行事の工夫改善、各種事務作業 の電子化等、各学校での創意工夫のもと、様々な業務に改善が 図られている。

• [P. 3 (4)]

(質問)

目標の数値が設けられることによって「この時間までなら超 過勤務ができる目安となる」や「在校等時間を削減しても、結局 自宅に持ち帰って仕事する」等が危惧されるが、これらの対応 策はあるのか。

(回答)教育指導課長

本目標は、県基本方針の目標と同様に設定している。各学校では管理職の指導の下、教職員が勤務時間や業務内容・方法に対する考え方の変革を推進しているところである。

• 「P. 4 L. 2 |

(質問)

スクール・サポート・スタッフは配置されたのか。

(回答) 教育指導課長

配置はされていない。

• P. 4 L. 2 P. 5 L. 1 1 |

(質問)

「多忙化解消・負担軽減検討委員会(仮称)」は設置されたのか。検討委員会そのものが資料作成など業務の負担になってはいないか。

(回答)教育指導課長

校長会、教頭会の中で「業務改善会議」として時間を決め、各校の現状と情報共有を図る機会とした。各校の状況を伝え合うことで、先進校の取組が広がったり、市で統一した指導を推進できたりする効果が見られた。

・「P. 5 2 (1) ①イ」

(質問)

市内で提携している産業医はいるのか。必要なタイミングで早期対応が可能な体制が整っていると予後もよいと推測できる。また、面接の内容はどんなものか。さらに、面接指導を受けた教員はどれほどか。

(回答)教育指導課長

長時間勤務の傾向がある教職員には「健康相談医」による面接指導を行う。医師1人の配置を予算化しており、医師も決まっている。長時間勤務により精神的・肉体的負担となっている状況についてカウンセリングをしていただく。令和5年度は面接を受けた者はいなかった。

・「P. 5 2 (1) ①カ」

(質問)

業務改善推進コーディネーターとは何か。

(回答)教育指導課長

昨年度、埼玉県主催の「業務改善推進コーディネーター研修 会」に、市内主幹教諭の一名が参加した。今後、研修成果を各校 に周知し、広めたいと考えている。

・「P. 5 2 (1) ③エ」

(質問)

産休・育休で欠員が生じることになる学校現場は、代替教員 の確保や柔軟な引継ぎで悩んでいることもあることから、ぜひ 児童生徒保護者の学校生活に対する不安がないように願う。

(回答) 教育指導課長

休業を取得予定の教職員については、学校との連携を図り、 早期の正確な情報把握に努め、代員の配置を進めていく。

• 「P. 6 (2) ①」

(質問)

新設の項目であるが、具体的な施策で効果が出るだろう。長期休業中の部活動の現状及び今後の削減予定はあるか。

(回答) 教育指導課長

「行田市部活動ガイドライン」の周知徹底を図っている。長期

休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行うこととしている。また、生徒が十分な休養を取り、部活動以外の多様な活動が行えるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることとしている。

• 「P. 6 (2) ②」

(質問)

研究授業等、指導力向上と業務量のバランスを考慮願う。業 務が削減しても指導力が下がれば本末転倒であり、特に若手職 員の指導力(保護者対応を含む)が大切である。

(回答)教育指導課長

そのとおりである。本市主催の研修についても、教員の負担 過多を避ける方法で、実のある研修となるよう工夫し、実践し ていく。

・「P. 6 (3) ①ア」

(質問)

専門職員との対面での情報共有は必須だが、非常勤の専門職員と常勤の教職員との間で、多岐にわたる生徒の情報をすべて 口頭で伝達すると時間的負担が大きい。情報共有の方策はある のか。

(回答)教育指導課長

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務 時間は教職員の勤務時間内になる。教職員や保護者との相談も、 あらかじめ日程調整をした上で、計画的に行っていく。

•「P. 6 (3) ①イ」

(質問)

部活動在り方検討委員会で話し合う内容は何か。専門性を有 した教員不足や顧問の過剰負担についてはどう考えるか。地域 移行について、現状はどうか。

(回答) 教育指導課長

部活動在り方検討委員会では、休日の部活動の地域移行に向け、国や県の動向を情報共有するとともに、本市での部活動の現状と今後の取組について話し合っている。地域移行における現状は情報取集の段階である。これから国や県が示す令和7年度までの改革推進期間に専門性を有した指導者の確保、教員の負担軽減等を踏まえ、生徒のニーズに応じた部活動の実現に向けて取り組んでいく。

以上、関係資料の説明とする。

教育長

何か意見等はあるか。

【全委員承認】

議案第33号 行田市同和対策集会所運営 委員の委嘱について 教育長提案、書記次長議案朗読

生涯学習課長

本案は同和対策集会所運営委員の任期満了及び教員の異動並 びに地域における役員改選等に伴い新たに委員の委嘱について お諮りするものである。

下須戸集会所運営委員については、令和6年4月30日をもって任期満了となることから改めて委嘱しようとするものである。選出区分中、6名の地域代表者のうち再任が3名、新任が3名でそれぞれ集会所運営委員長から推薦をいただいた方々である。なお、選出区分中、学校代表者については、学校長の異動により新任が2名となっている。

小見集会所運営委員についても、令和6年4月30日をもって任期満了となることから改めて委嘱しようとするものである。選出区分中、地域代表者及び学識経験者9名のうち再任が6名、新任が3名でそれぞれ集会所運営委員長から推薦をいただいている。次に学校代表者については学校長の異動により新任1名となっている。

片原集会所運営委員についても、令和6年4月30日をもって任期満了となることから改めて委嘱をしようとするものである。選出区分中、地域代表者及び学識経験者8名は全て再任であり、それぞれ集会所運営委員長から推薦をいただいている。また、学校代表者については新任1名、再任1名となっている。

須加集会所運営委員については、学校長の異動により見沼小 学校町田裕代校長を新任として前任者の残任期間である令和7 年7月30日まで委嘱するものである。

教育長

何か意見等はあるか。

大木委員

学校長も運営委員になっているが、学校において、同和教育 や地域の絆を深めるような取り組みや人権教育などの活動をし ているか。

生涯学習課長

活動内容として、小中学生を対象に学校の教諭により放課後 の時間を利用して学力向上学習を行っている。

【全委員承認】

議案第34号 行田市文化財保護審議会委

員の委嘱について

教育長提案、書記次長議案朗読

文化財保護課長

本案は行田市文化財保護審議会委員について、行田市文化財保護条例第5条の規定に従い、10名の委員を委嘱し、文化財の保存及び活用に関する事項を調査、ご審議いただいているが、現在の委員の任期が本年4月30日で満了となることから、新たに委嘱することについてお諮りするものである。

10名の委員のうち8名が再任、2名が新任となっており、 新任の委員のうち、名簿の2番目、向井隆盛氏においては行田 市教育研究会からご推薦いただいた南河原小学校の校長先生で ある。名簿を4番目の水口由紀子氏においては、埼玉県立埼玉 史跡の博物館の学芸員で考古学の専門家である。

なお、委員の任期につきましては令和6年5月1日から令和 8年4月30日までの2年間である。

教育長

何か意見等はあるか。

【全委員承認】

議案第35号

行田市文化財保存活用地域

教育長提案、書記次長議案朗読

計画協議会委員の委嘱について

文化財保護課長

行田市文化財保存活用地域計画協議会委員については、行田市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第3条の規定に従い、17名の委員を委嘱し、行田市文化財保存活用地域計画の作成についてご意見をいただいているが、委員のうち2名の方が所属する行政機関において、本年4月1日付けで人事異動があったため、新たな委員の委嘱についてお諮りするものである。

名簿の1番目、野中仁氏は、埼玉県立埼玉史跡の博物館の館長で前任の栗岡氏の後任として着任された方である。名簿の2番目の飯田徹氏は、埼玉県教育局文化財・博物館課の課長で、前任の松本氏の後任として着任された方である。また、文化財・博物館課については、旧文化財・文化資源課であり、4月より名称の変更があった。

なお2人の委員の任期については、前任者の残任期間となり、 令和6年4月18日から令和6年8月31日までとするもので ある。

教育長

何か意見等はあるか。

鹿山委員

昨年度の協議会の開催状況は。

文化財保護課長

昨年度の協議会については4回開催し、各種素案の審議をい ただいた。

今年度については2回開催を予定しており、8月に協議会に 諮ったのち、策定された計画を文化庁に提出を予定している。

鹿山委員

どのような内容について協議したのか。

文化財保護課長

計画の概要について協議を行ったが、内容は文化財の保存、 活用に関わるものについてであり、特に未指定の文化財の把握 による市民の身近な文化財の保護促進と地域調整について検討 を行った。

さらに日本遺産を通じた様々な取組の1つである市内文化財
のストーリー化のため、多方面的な活用の促進を図ることにつ
いて協議を行った。
【全委員承認】
教育長
以上で本日の定例会を閉会とする。
MI (THOMENIAC) So

	7	(D)	他	特	に	重	要	と	認	め	る	事	項		
1	次回定例会開催予定日		和 6 ^年 田市都							時 ()	0分				

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員